



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

本号で公布された  
法令のあらまし

ものとすることとした。(第二〇条第二項第一号関係)

(二) 協会が行う投資事業有限責任組合に対する出資の対象に「創業又は中小企業者の経営の改善発達を支援すること目的とする投資事業」を追加することとした。(第二〇条第二項第四号関係)

- 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
- （厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通）

- 農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農林水産三六）

- 都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通三五）

- 水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（同三六）

- 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（五六）
- 医療法等の一部を改正する法律（五七）

〔政令〕

- 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五五）
- 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五六）
- 水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五七）
- 水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五八）
- 道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（一五九）
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一六〇）

〔目次〕

- 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（五六）

- 中小企業信用保険法の一部改正関係

- △ 小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（法律第五六号）（経済産業省）

（一）用語の定義

- この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突然的に生じたため我が国の中企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他金融機関からの借入れの減少その他の経営の安定に支障を生じていて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものとすることとした。

- （第二条第六項関係）

- 危機関連保証の特例の追加

- 普通保険等の保険関係であつて、危機関連保証（1）により、経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）に行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る債務の保証をいふ。に係るものについて、特別枠の設定、定期補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずるものとすることとした。（第一五条）

- （第一七条関係）

- その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

- （二）信用保証協会法の一部改正関係

- 業務の追加等

- （一）信用保証協会（以下「協会」という。）は、債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うこととした。

- （二）この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行することとした。

- （三）この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行することとした。

- （四）創業競争力強化法の一部改正関係

- 創業関連保証の付保限度額の引上げ

- 創業関連保証の付保限度額を一、〇〇〇万円から二、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第一五一条）

- その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

- （五）施行期日

- この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行することとした。

4 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものに限る）は、第一項の費用の額（河川法第六十七条第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

5 法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

（特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定）

第四十二条の三 法第三十条の二第三項の規定により機構を補助事業者等とみなして適用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定は、同法第十一条第三項及び第二十五条の規定以外の規定とする。

2 法第三十条の二第三項の規定により機構を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法第三条から第四条の二まで、第九条第二項、第十一项第三項及び第十三条の規定以外の規定とする。附則第七条第三項中「昭和三十年法律第百七十九号」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十項第二号及び第三十九条第十七項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四の次に次の一号を加える。

十八の五 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の八第一項

（都市緑地法施行令の一部改正）

第六条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「第三号」を「第四号」に改める。

一 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

附 則

（施行期日）

1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

2 独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置

第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとすることにつき、この政令の施行の日ににおいて第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。

内閣総理大臣 安倍晋三  
法務大臣 金田勝年  
財務大臣 麻生太郎  
国土交通大臣 石井啓一

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百五十九号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第一百五十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「並びに第七十五条の五」を「第七十五条の五並びに第七十五条の六第一項」に改める。

附 則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 石井 啓一  
国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 安倍晋三  
内閣総理大臣 安倍晋三

平成二十九年六月十四日

政令第百六十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条规定に基づき、この政令を制定する。

第十八条及び別表第二第二百四十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八条中二をホとし、イからハまでを口からニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤

第二条第一項第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 焼結した硫化亜鉛（II）

第二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ トリス（ジベンチルジチオカルバマート-*k*S-S）アンチモン五%以下を含有する製剤

